

## 本研究会における検討事項(案)

平成29年10月17日

事 務 局

電力市場の小売自由化(2016年4月)及びガス市場の小売自由化(2017年4月)を経て、新規参入事業者は電力、ガスそれぞれ418社、50社となっており、スイッチングの状況は参考資料1(電気:14頁、ガス:27頁)のとおりとなっている。

今後、電力・ガスシステム改革の趣旨を踏まえて、より一層競争を促進していくためには、どのような取り組みが必要か。

### 1. 規制運用の在り方

我が国電力市場及びガス市場には、発電(ガスの場合はガス製造)及び小売において、それぞれ市場支配力を有し、かつ、垂直統合された事業者が存在するという特徴がある。市場支配力の不当な行使によって、スイッチングが制限され、結果として、競争が歪曲されることはあってはならないが、次のような論点について、どのように考えるべきか。許容されない行為である場合については、適正取引ガイドライン等の見直しによる対応を検討する必要があるのではないか。

- ① 電気やガスの小売市場において、市場支配的事業者が、新規参入者の顧客に対してのみ、特別に安価な料金を提示し、当該顧客を獲得する行為は一面では、価格競争そのものという側面があるものの、一方では、市場支配的事業者が特定の顧客に対してのみ行うことによって新規参入が困難になるという側面もありうるが、どのように考えるべきか。
- ② 電気やガスの小売市場において、市場支配的事業者が、その顧客に対して、他社へのスイッチングに際して、約款等において事前周知及び当該市場支配的事業者との交渉を義務づけたり、または、高額の違約金を課したりすることについて、競争を促進する観点からは、どのように考えるべきか。
- ③ 電気やガスの事業者が、新規参入者に卸供給(常時バックアップを含む。以下同じ。)を行う際に、当該契約によって供給される電気やガスを新規参入者に当該事業者の供給区域における小売事業に使用しないような条件を付すことについて、競争を促進する観点から、どのように考えるべきか。

- ④ 事業者が新規参入者と卸供給に関する交渉を行う際に、当該新規参入者との競争者となる小売部門が交渉窓口となることによって、発電部門、ガス製造部門との経済合理性に基づく交渉が困難となる可能性について、どのように考えるべきか。また、発電設備又はガス製造設備に余剰があり、卸供給を行うことが経済合理的であるにもかかわらず、自社小売部門にとって競争上不利となることのみを理由として、卸供給を行わないことは競争の促進上、どのように考えるべきか。
- ⑤ これらの議論の前提として、電気やガスの競争に関連する市場画定についてどのように考えるか。特に、電気の小売市場及び発電・卸売市場について、連系線の制約(参考資料1、45頁。特に、北海道—本州間、東日本—西日本間の制約は大きい)を除けば、旧一般電気事業者が他の旧一般電気事業者の供給区域において競争を行うことに制度的制約はないものと考えられるが、現実には、そのような競争は大都市圏を除き※、限定されていること(参考資料1、15頁)をどのように考慮すべきか。
- ※注 首都圏には、関西電力等の進出が見られ、また、逆に、東京電力は、関西地域等に進出しており、それぞれ一定数の顧客を獲得している。
- ⑥ 保安規制や卸市場構造の違いなどの電力とガスの相違点はどこまで考慮すべきか。また、電気事業法、ガス事業法と競争との関係について、特に留意すべきことはあるか。

## 2. 「経過措置料金」の取り扱い

経過措置料金規制の継続の要否に関する判断を2020年までに行う必要があるが(参考資料2)、「適正な競争が行われていないその他の事由により、供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合」には、供給区域毎に、経過措置料金規制を継続することとされているため、必要な検討を行う必要がある。

なお、本研究会における議論をサポートするため、外部委託事業者による産業組織論に基づくシミュレーション分析手法を活用しつつ、必要な競争上の評価の枠組みを構築し、現状の課題を評価することとしている。

- ① 適正な競争が行われているか否かを判断するに当たって、新電力の判断時点でのシェアのほか、どのような事項が競争圧力として判断材料となるか(ガスや灯油といった隣接市場からの競争圧力等)。特に、低圧部門において、旧一般電気事業者にとっての競争圧力となり得る有力な事業者として、どのような事業者が考えられるか(都市ガス事業者。エリア外の旧一般電気事業者など)。

※注 電力システム関連法の議論においては、総需要に占める新電力の供給比率、旧一般電気事業者の供給区域内での他の旧一般電気事業者の参入状況、自由料金(経過措置料金以外)で供給を受ける低圧需要の比率、スマートメーターの設置率、全面自由化後の電気料金推移、需要家認知度、卸取引所の活用状況等の参考データなどがあげられてきたほか、諸外国においては、一

定以上のシェアを有する新規参入者の数、スイッチング率、卸電力市場へのアクセスの容易性、経営指標等が考慮事項とされる例も存在する（参考資料3）。また、我が国においてベースロード電源市場、容量市場等の制度的措置が今後講じられることによって、新電力にとっての安価な電源調達が従来よりも容易になる可能性もあるため、適切に考慮する必要があると考えられる。

- ② ある供給区域について、現時点では適正な競争が行われているとの評価が困難である場合において、当該供給区域における市場支配的事業者が自主的に取り組むことによって、競争が促進される見込みがあると積極的に判断できる事項として、どのようなことが考えられるか。
- ③ 経過措置料金規制を解除後の監視のあり方についてどのように考えるか。例えば、規制の解除後、合併等によって市場支配的事業者が登場したり、有力な競争事業者が事業を休止するといった状況が生じ、不当な値上げが行われた場合、あるいは、そういった状況がなくとも、需要家毎に不合理な価格差が生じるような不適切な料金体系が設定されるような可能性が論理的には存在するが、どのように考えるべきか。
- ④ 小売事業者の販売方法や料金体系の多様化が進む中、ほとんどの小売事業者は、現在、燃料費調整制度ないしそれに類する仕組みを採用しており、燃料費の変動は速やかに電気料金に反映（転嫁）されている。経過措置料金規制の解除後は、燃料費調整と顧客選択肢との関係についてどのように考えるべきか。

### 3. その他必要な競争促進策

上記のほか、電力・ガス市場における競争を促進するために望ましい施策としてどのような事項が考えられるか。